

令和6年2月26日
文教委員会資料
学務課

第30号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都の「職員の給与に関する条例」の改正に伴い、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正された。それにあわせて本区条例における補償内容等を改正するほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定による規定整備を行う。

2 主な改正内容

(1) 補償基礎額の改定（第3条別表関係）

(改定例) 経験年数5年未満の場合

・学校医および学校歯科医	7, 194円 → 7, 494円
・学校薬剤師	6, 240円 → 6, 459円

(2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定による規定整備
(第7条関係)

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、規定整備に関する改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p>	<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p>																										
<p>第1条から第6条（現行のとおり）</p>	<p>第1条から第6条（略）</p>																										
<p>（休業補償）</p>	<p>（休業補償）</p>																										
<p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。<u>ただし、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合（品川区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は行わない。</u></p>	<p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。<u>ただし、次に掲げる場合（品川区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁され、または収容されている期間については、休業補償は行わない。</u></p>																										
<p>（1） 削除 （2） 削除</p>	<p>（1） 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。 （2） 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されているとき。</p>																										
<p>第8条から第29条（現行のとおり）</p>	<p>第8条から第29条（略）</p>																										
<p>別表 補償基礎額表（第3条関係）</p>	<p>別表 補償基礎額表（第3条関係）</p>																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数</td> <td>5年未満</td> <td>5年以上</td> <td>10年以上</td> <td>15年以上</td> <td>20年以上</td> <td>25年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年未満</td> <td>15年未満</td> <td>20年未満</td> <td>25年未満</td> <td></td> </tr> </table>	医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数</td> <td>5年未満</td> <td>5年以上</td> <td>10年以上</td> <td>15年以上</td> <td>20年以上</td> <td>25年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10年未満</td> <td>15年未満</td> <td>20年未満</td> <td>25年未満</td> <td></td> </tr> </table>	医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	
医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数		5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上																				
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満																						
医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上																					
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満																						

改正後							改正前						
学校医および学校 歯科医の 補償基礎 額	7,494円	9,090円	11,703円	13,152円	15,573円	16,602円	学校医お よび学校 歯科医の 補償基礎 額	7,194円	8,820円	11,481円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤 師の補償 基礎額	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円	学校薬剤 師の補償 基礎額	6,240円	7,260円	8,943円	10,443円	11,451円	11,844円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族

改正後	改正前
<p>補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>	